

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 古泉 達矢

提出論文は、香港におけるアヘン政策を、イギリス領となりアヘン煙膏の小売り制度が設置された 1845 年から、制度が廃止された 1943 年に至るまで、実証的に解明した研究である。提出論文の構成および要旨は、以下の通りである。

「序論」では、香港をアジア・太平洋地域におけるアヘン・麻薬問題の結節点と位置づけ、北米やオーストラリアも視野に入れ、国際関係の中で香港のアヘン問題を考察することの意義を述べる。かつての研究は香港の歴史をイギリス帝国史に位置づけるか、あるいは、中国社会史・華人史という文脈においてとらえるかのどちらか一方を選択していた。香港返還を契機に「香港史」を志向する研究が現れたが、これも周辺地域の事情に関する認識不足などの欠点が見られた。これに対し本論文は、香港だけでなく、それとヒト・モノ・カネの流れにおいて関係を持つ地理的空間を視野に入れ、植民地政庁や主権国家の政府といった政治主体、さらにはこうした空間を舞台として活動する様々な人びとの織りなす関係を眺望しつつ、香港におけるアヘン政策の展開を描き出すとする。

「第 1 部 アヘン徴税請負制度の生成と発展」は、香港を含む珠江デルタ地域内部における各地域間、および珠江デルタと北米や東南アジアの間におけるヒトとモノの流れに注目しつつ、香港割譲から 19 世紀末までのアヘン煙膏小売り制度の展開を検討する。「第 1 章 香港におけるアヘン徴税請負制度の生成」は、香港を植民地化したイギリスが、自由貿易政策により関税を課すことができず、香港域内における財源が乏しい中、現地住民の過半を占める華人から徴税するため徴税請負制度を採用したことを説明する。しかし、その後も徴税を請負う華人側の動き、および、華人の移住によって煙膏の市場が北米やオーストラリアなど国外にも存在したことにより、香港政庁による徴税請負制度運営はうまくいかなかった。

「第 2 章 香港におけるアヘン徴税請負制度の展開」は、20 世紀初頭までを取り扱い、香港の徴税請負制度が北米やオーストラリアにおける排華運動の影響や国際環境の変化を懸念するイギリス本国政府からの圧力を受けるようになった様子を詳述する。

「第 2 部 アヘン小売り専売制度の成立と展開」は、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての香港におけるアヘン煙膏小売り制度の変化について検討する。「第 3 章 徴税請負制度から専売制度へ」は、まず、台湾やフィリピンで新たにアヘンの小売り専売制度が開始され、また、インドから中国へのアヘン輸出を漸減させる英中アヘン協定が締結されるといった国際社会の変化に対応し、イギリス本国でアヘン煙館の廃止を求める決議がなされたことを検討する。次いで取り上げられるのは、国際会議によってアヘンを規制していこうとする試みである。本論文の観点から重要なのは、1912 年の万国アヘン条約が発効すれば、イ

ギリスは英領以外へのアヘン煙膏輸出を完全に禁止しなければならない事態となったことである。このような変化の中でも香港政庁は当初徴税請負制度を維持しようとしたが、すでに専売制度に移行した海峡植民地で徴税額が増大したことを知ると、1914年に制度の転換に踏み切った。これらの分析を通して、本国政府、香港政庁、制度改変前の最後の徴税請負人などが、危機的状況を自らの目的を達成するための機会として利用していたことを明らかにする。

「第4章 戦間期香港におけるアヘン専売制度の運営——極東アヘン調査委員会を中心に」は、国際連盟アヘン諮問委員会が成立し、アヘン取り締まりに関する国際会議が開かれる中での香港のアヘン専売制度を、1929-30年に派遣された極東アヘン調査委員会を中心に検討する。実は、香港では、専売制度の導入によりそれ以前よりも税収のアヘン煙膏販売収入への依存度が増していた。香港はイギリス帝国に経済的繁栄をもたらす存在から、帝国への批判を呼ぶ元凶に変化していた。そこで香港政庁はアヘン規制の困難さを国際社会に示すために極東アヘン調査委員会の派遣を提案した。イギリス本国政府も各植民地政庁が実施可能と認める範囲での改革しか望んでいなかった。1931年にバンコクで開催された会議では調査委員会の勧告が検討されたが、参加各国は、アヘン政策をめぐる利害を共有していた。結果として国際会議の開催も香港におけるアヘン政策に実質的には大きな影響を与えなかったと本章は指摘する。

「第3部 諸問題への対応と専売制度の落陽」は、国際的な規制制度と香港における19世紀以来のアヘンをめぐる諸関係とが齟齬を来していたことを示す二つの事例研究からなる。「第5章 戦間期香港におけるアヘン『密輸』問題——H.M.H.ナマーズィーへのイギリスの対応を中心に」は、イラン人の生アヘン輸入業者を取り上げる。ナマーズィーは19世紀末よりイギリス帝国の自由貿易体制を利用して活動を広げ1922年には香港の治安判事にまで自らの地位を上昇させた。しかし、この自由貿易体制と国際連盟による管理体制の間には齟齬があり、政庁にとっては彼を「密輸」従事者として扱うかどうかという問題が浮上したのである。

「第6章 澳門におけるアヘン問題とイギリス帝国」は、香港に隣接し、香港のアヘン制度を補完する役割を果たしていたポルトガル植民地澳門との関係を検討する。イギリスは1910年代以来澳門からの密輸増加を懸念し、澳門政庁のアヘン管理行政を問題視していた。これらの問題に対処する際に、香港政庁は、国際連盟の活動やイギリス本国政府の意向とは別の次元で、あくまでも香港の利益を守ることを念頭に置いていたことが示される。

「第7章 香港におけるアヘン専売制度の終焉」では、1930年代から40年代前半にかけての香港におけるアヘン政策を検討する。第5章と6章での事例研究によって示されたように、第二次世界大戦勃発以前、アヘン・麻薬の国際的規制制度と香港の現実は大いなる齟齬を来していた。1920年代後半の煙膏専売収入は依然政庁収入の10%弱を占め、さらに日中戦争の勃発によって中国本土から香港に避難する人びとの数が増加すると専売アヘンの売り上げも増加した。そのため、密輸への関与を疑われた経緯のあるナマーズィー商

会からイラン産のアヘンを輸入する案まで浮上した。中国大陸と世界各地を行き来するヒト・モノ・カネの流れの結節点であった香港では、改革が進められていたイギリス領海峡植民地や、1930年代にはアヘン中毒者の矯正施設が設置された日本統治下の台湾と異なり、アヘン問題の改革は困難を極めていた。香港のアヘン問題によりやがて終止符が打たれたのは第二次世界大戦終了後であった。百年以上も存続した香港における煙膏の小売り販売制度は英米の覇権交代によってはじめて廃止されたのである。

最後に、「結論」では、これまでの議論を要約しつつ、本論文の現代的意義を述べている。

以上が提出論文の要旨であるが、本論文は次のような点で評価することができる。第一に、本論文は、1845年から1943年という約一世紀を取り上げて香港のアヘン問題を実証的に研究した、邦語文献としては初めての試みであることが挙げられる。英語、日本語、中国語、ポルトガル語の未刊行一次史料、および先行研究を博搜した著者の努力は注目に値するものである。

第二の長所として、香港を単なる一地域としてとらえず、華人の世界大での動き、あるいはイランなど各地から香港にやって来た人びとに注目し、国際的なアヘン問題の結節点としての香港を描き出したことが挙げられる。香港を国際関係史の枠組みに置こうと試みたことによって、中国人、華人が利用したアヘン、彼らの移動に伴って東南アジアのみならず北米やオーストラリアまで移動していくアヘンという問題の本質が、中国社会史・華人史に限った分析以上に明らかに照らし出されている。

第三に、イギリス帝国の中にあってもあくまでも植民地香港の利益を中心に考え、行動する香港政庁の姿を描き出したことも評価される。1910年代から20年代にかけては国際的協力によってアヘンを規制しようとする動きが強まったが、そのような動きは香港での状況にそれほど強い影響を及ぼすことができなかった。著者の分析によれば、この状況はイギリス本国や中国に原因があったのではなく、アヘンを含めたモノの自由貿易から利益を得てきた香港政庁独自の判断によるところが大きかったとされる。

他方、本論文にも弱点といえる箇所がないわけではない。第一に、約一世紀という期間を取り扱い、問題を包括的に研究しようとしたのであるが、19世紀前半と20世紀では利用しうる史料の性質がどうしても異なってしまう。そのため、各所で問題の焦点、分析のレベル、論述のスタイルがやや異なる。一世紀を通じて広東人商人の動きを追うことができたか、あるいは一世紀を通じて国際社会の動きを解明できたか、となると時期によって精粗があるのは否めない。

第二に、一次史料の博搜にこだわるあまり、微細な事象の詳述に力点が置かれ、大きな枠組み、流れを描き切れていない箇所がある。また、一次史料に基づく微細な事実を先行研究に追加したに留まっている箇所もないわけではない。

しかしながら、これらの点は本論文の学術的価値を損なうものではない。本論文は、ほぼ一世紀という長期間を取り上げ、華人の国際移動に重なるアヘン問題を、香港を結節点

として包括的に検討した実証研究であり、学界に対して大きな貢献をしたものと認めることができる。

したがって、本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。